

5月1日～7日は憲法週間です。

子どもたちが、 安心して、自分らしく、 成長するために。

差別の禁止

すべての子どもは、
子ども自身や親の人種や
国籍、性、意見、障がい、
経済状況などどんな理由でも
差別されず、
条約の定めるすべての
権利が保障されます。

生命、生存及び 発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、
もって生まれた能力を十分に
伸ばして成長できるよう、
医療、教育、生活への支援
などを受けることが
保障されます。

子どもの 最善の利益

子どもに関することが決められ、
行われる時は、
「その子どもにとって
最もよいことは何か」を
第一に考えます。

子どもの 意見の尊重

子どもは自分に関係のある
事柄について
自由に意見を表すことができ、
おとなはその意見を
子どもの発達に応じて
十分に考慮します。

知っていますか?? 子どもの権利

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちが
もつ権利を定めた条約で、子どもたちが健やかに成長するために欠かせない
基本的な権利を保障するものです。

子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ権利を認めるととも
に、子どもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、上記4つで表されます。日本の子ど
もに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

出典：日本ユニセフ協会ホームページ

「子育て環境日本一」を目指して

京都府が目指す「子育て環境日本一」は、子どもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって
暮らしやすい京都です。その実現に向け、令和5年12月に、4年ぶりに「京都府子育て環境日本
一推進戦略」(令和元年策定)を改定するとともに、「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取
組の推進に関する条例」を制定しました。

本条例の基本理念においては、子どもの権利
条約の基本的な考え方である4原則を踏まえる
とともに、全てのこどもが心身ともに健やかに
育成されるよう、社会全体でこどもや子育て世
代を見守り支えることなどを掲げています。

京都府では、府民の皆様や企業、地域、関係団
体など様々な主体とともに、「子育て環境日本
一」の実現に向けて一丸となって、取組を進め
ていきます。



問い合わせ先 京都府 総合政策環境部総合政策室 TEL 075-414-4348

人権侵害に係る相談窓口

人権問題法律相談 ～京都府人権リーガルレスキュー隊～

京都府ではご自身または関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、
京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談を実施しています。

弁護士による電話相談

075-741-6321

相談日時/第1・第3火曜日 14:00～16:00 (お一人20～30分程度)

※詳しくは、下記人権ポータルサイト「京都人権ナビ」でご確認ください。

弁護士による面接相談

※事前予約制

京都地方法務局・京都府人権擁護委員連合会

「みんなの人権110番」(人権問題一般についての相談)

☎ 全国共通 0570-003-110

電話相談・面接(面接は要予約)

こんなとき、ご相談ください。

日常生活の中で人権侵害(差別、偏見、いじめ、虐待、ヘイトスピーチ、性的マイ
ノリティであることを理由とした嫌がらせ、感染症に関連する不当な差別や
偏見など)を受けた。一度誰かに相談したい。など

場 所

京都市上京区荒神口通河原町
東入上生洲町197番地

開設時間

月曜～金曜(祝日、年末年始は除く)
8時30分～17時15分

問い合わせ先

TEL 075-231-0131(代表)



京都府

問い合わせ先 文化生活部人権啓発推進室

TEL 075-414-4271 FAX 075-414-4268

✉ jinken@pref.kyoto.lg.jp

人権情報ポータルサイト

京都人権ナビ

検索



法務省委託事業